

# 佐倉市男女平等参画推進センターの設置及び管理に関する条例の改正（案）について

## 1 趣旨

佐倉市男女平等参画推進センターの設置目的「男女平等参画社会の形成を促進するための活動拠点」に沿った効果的な事業の充実を図るため、開所時間と休所日を改定します。

開所時間を午後8時までに短縮し、月1回の休所日を設定することにより効率的な施設運営を図り、経費削減効果等を市民ニーズにあった企画事業や啓発事業に充てるなど、充実した事業の展開に繋がります。

また、佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、利用料金を改定し、受益者負担の適正化と透明性の確保を図ります。

## 2 改正内容

### (1) 開所時間について

開所時間を1時間短縮し、午後8時までとします。

【改定前】 午前9時～午後9時

【改定案】 午前9時～午後8時

### (2) 休所日について

月1回の休所日（毎月第4水曜日）を新たに設定します。

【改定前】 年末年始（12月29日～31日、1月1日～3日）

【改定案】 毎月第4水曜日、年末年始（12月29日～31日、1月1日～3日）

### (3) 使用料について

佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、学習室の利用料金を、次のとおり改定します。

名称	使用目的	区分	1時間当たりの利用料金の上限額(円)		改定率
			改定前	改定案	
学習室	男女平等参画の推進を目的として使用するとき	午前9時から午後5時まで	110	160	145.5%
		午後5時から午後9時まで (改定後:午後8時まで)	180		△11.1%
	男女平等参画の推進を目的としないで使用するとき	午前9時から午後5時まで	180	270	150.0%
		午後5時から午後9時まで (改定後:午後8時まで)	280		△3.6%

- ・激変緩和措置として現行料金の1.5倍を上限に改定案としました。
- ・時間帯に応じた料金設定を単一料金にしました。

#### (4) 施行の日について

平成32年4月1日から施行します。

### 3 担当課

市民部 自治人権推進課 人権・男女平等参画推進班

電話 043-484-1948

#### ○佐倉市男女平等参画推進センター（ミウズ）

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に共に参画する男女平等参画社会の形成を促進するための活動拠点として、平成15年4月に設置されました。場所は、京成臼井駅前のレイクピアウスイ3階です。

指定管理者制度を導入しており、特定非営利活動法人ミウズ1号により運営されています。

##### [施設概要]

学習室（定員18人）、図書コーナー（市内図書館オンライン）、ミーティングスペース、インターネット利用

##### [事業概要]

- ・男女平等参画に関する各種学習会等の企画・開催、学習室の貸出
- ・男女平等参画に関する図書等の貸出、テーマに沿った内容の掲示
- ・登録団体との情報交換、団体との連携・支援と協働
- ・女性のための相談の実施